

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和五年五月十二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年十一月一日奈良県指令郡土第八二一―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年四月二十六日郡土第六六五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年四月二十六日郡土第二二九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町東福寺一丁目八番一、八番七及び九番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目五番二五号

若和住宅株式会社 代表取締役 今邨鐵雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町東福寺一丁目八番一の一部、八番七及び九番の一部

下水道 生駒郡斑鳩町東福寺一丁目八番一及び九番の各一部